○川口市いじめ問題再調査委員会条例

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日 条例第 7 8 号

改正 平成27年3月12日条例第1号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。) 第30条第2項の規定に基づき、市長が調査を行うものとした法第28条第1項 に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)ごとに、川口市いじめ問題再 調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項に規定する調査を行う。 (組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、教育、法律、心理等に関する専門的知識及び経験を有する者のう ちから市長が委嘱する。
- 2 重大事態の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を 有する者については、委員となることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第2条の諮問に対し最終的な答申を 行う日までとする。

(委員長)

- 第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代 理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開しない。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、子ども部において処理する。

(平成27条例1·一部改正)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例 第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年3月12日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。